

平成31年4月1日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

## 人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）  
の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成10年11月13日職福一442）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前                     |
|--|---------------------------|
| 第7条関係<br>1・2 （略）<br><u>3 この条の第2項の「人事院が</u><br><u>定める職員」は、次に掲げる職</u><br><u>員とする。</u><br><u>二 新たに一般職の職員の給与</u> | 第7条関係<br>1・2 （同左）<br>(新設) |

に関する法律（昭和25年法  
律第95号）別表第11指定  
職俸給表の適用を受けること  
となった職員

二 新たに本省庁に属する官職  
のうち課長又はこれと同等の  
官職を占めることとなった職  
員

以 上